

## 議案第50号

### 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(課税免除の届出等)</p> <p>第6条 第2条又は第3条第1項の規定により県税の課税を受けないこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、<u>個人</u>にあっては第2条に規定する設備若しくは特別償却設備（以下この条において「対象設備」という。）又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は県税条例第7条第1項若しくは第2項の規定により延長された事業税の申告期限（以下「延長申告期限」という。）までに、<u>法人</u>にあっては対象設備又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る県税条例第60条の表第1号から第4号までに規定する期間（以下「法人事業税申告納付期間」という。）の末日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。</p>	<p>(課税免除の届出等)</p> <p>第6条 第2条又は第3条第1項の規定により県税の課税を受けないこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、第2条に規定する設備若しくは特別償却設備（以下この条において「対象設備」という。）又はその敷地である土地を事業の用に供することとなった日から30日以内に、知事に提出しなければならない。</p>

(1)～(5) 略

2 第3条第2項の規定により事業税の課税を受けないこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、当該課税を受けないこととなる年度の初日の属する年の3月15日又は延長申告期限までに知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

3 略

(不均一課税の適用の申請)

第7条 第4条及び第5条の規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる不均一課税の区分に応じ、当該各号に定める日までに、不均一課税適用申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 第4条の規定による不均一課税 個人にあっては家屋又はその敷地である土地を商業基盤施設の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限、法人にあっては家屋又はその敷地である土地を商業基盤施設の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限

(1)～(5) 略

2 第3条第2項の規定により事業税の課税を受けないこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、当該課税を受けないこととなる年度の初日の属する年の3月15日までに知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

3 略

(不均一課税の適用の申請)

第7条 第4条及び第5条の規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる不均一課税の区分に応じ、当該各号に定める日から30日以内に、不均一課税適用申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 第4条の規定による不均一課税 家屋又はその敷地である土地を商業基盤施設の用に供することとなった日

(2) 第5条の規定による不均一課税 個人にあっては家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限、法人にあっては家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限

2及び3 略

(不動産取得税の徴収猶予)

第9条 知事は、家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税を徴収する場合において、当該家屋又は土地の取得者から当該不動産取得税について第2条、第3条第1項、第4条又は第5条の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、個人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する年の翌年の10月15日まで、法人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日から7月後まで、第2条、第3条第1項、第4条又は第5条の規定の適用がある家屋又は土地に係る不動産取得税のうち第2条若しくは第3条第1項の規定により課税を受けないこととなる額又は第4条若しくは第5条の規定によ

(2) 第5条の規定による不均一課税 家屋又はその敷地である土地を事業の用に供することとなった日

2及び3 略

り不均一課税の適用を受けることとなる額以外の額に相当する  
税額の徴収を猶予する。

2 知事は、前項の規定により徴収を猶予した期間の末日後にお  
いても特に継続して徴収を猶予する必要があると認めるときは、  
その納税者からの申告により、当該期間を1年間延長すること  
ができる。当該延長に係る期間の末日後、これを更に延長しよ  
うとするときも、同様とする。

3 知事が、前2項の規定により徴収を猶予した期間の末日の前  
日までに、第2条、第3条第1項、第4条又は第5条の規定を  
適用する旨の決定をした場合は、前2項の規定にかかわらず、  
その決定した日の1月後まで徴収を猶予したものとみなす。

4 第1項の申告は、県税条例第82条の規定による納期の末日ま  
でにしなければならない。

5 知事は、第1項又は第2項の規定により徴収を猶予したとき  
は、その旨をその納税者に通知するものとする。第1項又は第  
2項の申告につき徴収の猶予を認めないときも、同様とする。

6 知事は、第1項又は第2項の規定により徴収を猶予した期間  
内は、その猶予に係る徴収金について、新たに督促及び滞納処  
分（交付要求を除く。）をすることができない。

7 知事は、第1項又は第2項の規定により徴収を猶予した場合においては、その徴収を猶予した税額に係る延滞金額中当該徴収を猶予した期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

(徴収猶予の取消し)

第10条 知事は、前条第1項又は第2項の規定により徴収を猶予した場合において、当該徴収の猶予に係る不動産取得税について第2条、第3条第1項、第4条又は第5条の規定の適用がないことが明らかとなったとき、又は徴収の猶予の事由の一部に変更があることが明らかになったときは、当該徴収を猶予した税額の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

2 知事は、前項の規定により徴収の猶予を取り消したときは、その旨をその納税者に通知するものとする。

3 第1項の規定により徴収の猶予を取り消したときは、前条第7項の規定は、適用しない。

(特例措置が競合する場合における規定の適用等)

第11条 略

(特例措置が競合する場合における規定の適用等)

第9条 略

(委任)

第12条 略

(委任)

第10条 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第6条第1項及び第2項並びに第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に提出期限の到来する届出及び申請に適用し、同日前に提出期限の到来する届出及び申請については、なお従前の例による。